

## 板橋区立熱帯環境植物館指定管理者の選定に関する要綱

(平成 16 年 10 月 25 日区長決定)

(改正 平成 24 年 4 月 1 日区長決定)

(改正 平成 30 年 3 月 30 日資源環境部長決定)

(改正 令和元年 5 月 7 日区長決定)

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立熱帯環境植物館（以下「館」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立熱帯環境植物館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (選定対象)

第 3 条 委員会は、板橋区立熱帯環境植物館条例（以下「条例」という。）第 14 条第 2 項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

### (組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、5 人をもって組織し、次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 資源環境部長
- (2) 資源環境部環境政策課長
- (3) 土木部みどりと公園課長
- (4) 外部委員
- (5) 外部委員

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定が終了するまでとする。

### (委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (所掌事務)

第 6 条 委員会は、第 8 条の選定の基準に照らし、館の管理を行わせるに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。

3 委員が申請団体の申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を本件選定から除斥することができる。

4 委員は、選定の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、板橋区及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第14条第3項に掲げる基準に基づき、次に掲げる選定項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 参加資格要件

イ 経営基盤

(2) 第二次審査

ア 管理運営の妥当性

(ア) 民間能力の活用及び住民サービスの向上

(イ) 管理運営経費の節減

イ 管理運営主体の適格性

(ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

(イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

第一次審査は、前条第1号に規定する審査項目を書類により審査する。経営基盤については、外部専門家に審査を委託する。

審査の結果、要件を満たす団体が5団体を超える場合、前条第2号に規定する選定項目を書類により審査し、最低基準点を満たし、かつ評価の高い団体を5団体以内で選定する。この場合、第一次審査で評価した採点は、第二次審査には引き継がない。

(2) 第二次審査

第二次審査は、前条第2号に規定する選定項目をプレゼンテーション及び質疑により審査する。審査の結果、評価点の最も高い団体を候補団体として、次いで評価点の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、資源環境部環境政策課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。